

インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議幹事会の設置について

平成21年4月23日

インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定

- 1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画の案を作成するとともに、同計画の実施に係る事項の推進を図るため、インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議に、インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
- 2 幹事会の構成は、別紙のとおりとする。
- 3 幹事会の庶務は、総務省及び経済産業省の協力を得て、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別紙)

議長 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)  
構成員 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)  
内閣府大臣官房審議官(青少年インターネット環境整備推進室長)  
警察庁生活安全局長  
総務省総合通信基盤局長  
法務省大臣官房審議官(総合政策統括担当)  
文部科学省スポーツ・青少年局長  
経済産業省商務情報政策局長